

○工学院大学学外研修(インターンシップ)規程

(平成 12 年 2 月 9 日)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学の学生が、国もしくは地方公共団体等の機関または企業等(以下「学外研修協力機関等」という。)において、在学中に行う学外研修および関連するキャリア支援教育(以下「学外研修」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(委員会)

第 2 条 インターンシップの実施に関して必要な事項を審議するため、インターンシップ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(学外研修協力機関等)

第 3 条 学生が学外研修を履修するための学外研修協力機関等は、委員会の議を経て、学長が選定する。

(学外研修の授業科目)

第 4 条 学外研修の授業科目は、学外研修協力機関等の先で実施するものとする。

(学外研修参加申込書および誓約書)

第 5 条 学外研修の授業科目を履修する学生(以下「学外研修学生」という。)は、学外研修参加申込書および誓約書を学長を経て、学外研修協力機関等に提出しなければならない。

2 前項の学外研修参加申込書および誓約書は、学外研修協力機関等所定のもので代えることができる。

(学外研修の履修)

第 6 条 学外研修学生は、学外研修協力機関等の定める諸規則および学外研修指導責任者(学外研修協力機関等における学外研修指導責任者で、学長が委嘱する者をいう。以下同じ。)の指示に従って、学外研修の授業を履修しなければならない。

(異動報告)

第 7 条 学外研修学生は、学外研修期間中に学外研修協力機関等の研修場所に異動が生じたときは、所属学科の学外研修指導教員(以下「指導教員」という。)に異動の報告をしなければならない。

(学外研修報告書)

第 8 条 学外研修学生は、学外研修が終了したとき、学外研修指導責任者の認印を得て、指導教員に学外研修報告書を提出しなければならない。

(学外研修時間)

第9条 学外研修時間は、学外研修協力機関等において定める時間、または学外研修指導責任者の定める時間とする。

(遅参、早退等する場合の手続き)

第10条 学外研修学生は、学外研修の時間に遅参、早退等する場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

(休む場合の手続き)

第11条 学外研修学生は、自己の都合により学外研修を休む場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

(休日)

第12条 学外研修学生の休日は、学外研修協力機関等において定める休日とする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるものの他、学外研修に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、学事部教務課及び就職支援部就職支援課が所管する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て教授総会で行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条(委員会)、第14条(事務)および第15条(改廃)を新設する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。